

学校感染症による出席停止の措置について

本校では、罹患者の健康回復と他の生徒への感染防止を図るため、治癒するまでの期間、出席停止の措置を取り入れております。また、出席停止となった場合は、欠席にはなりません。

なお、病気が治った際には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、これを持って登校させてください。

出席停止期間は次の通りです。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、指定感染症及び新感染症	* 治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	* 発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	* 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	* 解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	* 耳下腺等の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風疹	* 発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	* すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	* 主要症状の消退後 2 日を経過するまで
	結核	* 感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	* 感染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	* 感染の恐れがなくなるまで

治 癒 証 明 書

群馬大学共同教育学部附属中学校

年 組 氏名

上記のものは、学校感染症（ ）が、治癒しましたので、
月 日より登校させてもよいことを証明します。

* 出席停止期間（ 月 日～ 月 日まで）

年 月 日

所在地

医師名

印